

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 28 日 山形地方法務局 登記官 小 山 久 美 子

記

1 手続番号

第 3900－2021－0060 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

山形県東村山郡中山町大字達磨寺字下宿 2671 番